『インフォメーション光アクセス回線および光電話利用規約』

【基本条項】

第１条（規約の適用）

1. インフォメーション株式会社（以下、[当社]といいます。）は、このインフォメーション光利用規約 （以下、[規約]といいます。）を定め、これに基づき、インフォメーション光（以下、[本サービス]とい います。）を契約者に提供します。

2. 本サービスは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社(以下、[NTT 東日本・西日本]と いいます。)から提供される卸電気通信サービスを株式会社ジェイシーエスを介して弊社が再提供する電 気通信サービスです。

3. 本サービスの利用については、規約及びその他の個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が 規約に優先して適用されるものとします。

第２条（規約の変更）

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、この利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合 には料金、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。

2. 変更後の利用規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点よ り効力を生じるものとします。

第３条（用語の定義）

1. この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語の意味

①インフォメーション光（本サービス） IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービスをいいます。

②オプションサービス 本サービスのオプションサービスとして当社が提供するサービスであり、個別サービス総称をいいます。

③電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。

④電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。

⑤IP 通信網 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。）をいいます。

⑥NTT 東日本・西日本 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の両方またはどちらか一方をいいます。

⑦取扱所交換設備 NTT 東日本・西日本の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備（その交換設備に接続される設備 等を含みます。）をいいます。

⑧契約者 この利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。

⑨申込者 本サービス利用契約の申込みをした者をいいます。

⑩契約者回線

本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

⑪回線終端装置 契約者回線の終端の場所に当社または NTT 東日本・西日本が設置する装置をいいます。（端末設備を除きます。）

⑫端末設備 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一 の構内（これに準ずる区域内を含みます。)、または同一の建物内にあるものをいいます。
⑬自営端末設備 契約者が設置する端末設備をいいます。
⑭自営電気通信設備 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
⑮技術基準等 端末設備等規則（昭和 60 年　郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件をいいます。
⑯消費税相当額 消費税法（昭和 63 年　法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地 方消費税（昭和 25 年　法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
⑰転用 NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービスに移行 することをいいます。

第 4 条（契約の申込み）

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が規約に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス 利用契約の申込みをするものとします。
2. 本サービスの申込みに際し、申込者本人（申込者が法人である場合も含みます。）である公的な証明と なる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出を求める場合があります。
3. 本サービスの申込みについて、申込者より代行の委任を受けた者が代行して申し込む場合、当社に委任 状を提出していただく場合があります。
4. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当 社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第 5 条（契約の単位）

当社は、1 つの回線収容部または 1 つの利用回線ごとに 1 つの本サービス利用契約を締結します。この場合、契約者は 1 つの利用契約について 1 人に限られるものとします。

第 6 条（本サービスの提供区域）

1. 本サービスは、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス規約、第 6 条によって定められた提供区域に提 供します。
2. 前項の定めによらず、当社が提供不可能と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第 7 条（転用）

1. NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービ スに移行することができます。
2. 当社では転用が完了した場合、転用前の NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスに復旧することはで きません。
3. 本サービスから NTT 東日本・西日本を含む他の事業者のサービスに転用することはできません。
4. NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社の別途定める書類を当 社に提出いただきます。
5. 転用に際し、申込者は NTT 東日本・西日本が指定する方法で、NTT 東日本・西日本に転用承諾を得る ものとします。
6. 転用承諾手続きについて、申込者と委任された者との間の争議については、当社は一切の責任を負いません。

第 8 条（契約申込みの承諾）

1. 当社は、本サービス利用契約の申込みを承諾するときは、当社の所定の方法に基づき契約申込者に通知 します。
2. 当社が本サービス利用契約の申込みを承諾した時をもって、利用契約の締結となります。
3. NTT 東日本･西日本が回線の開通や転用を承諾しなかった場合、または当社が申込みを承諾しなかった 場合、またはその両方において、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

1. 本サービス利用契約の申込みをした者が、
   その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
2. 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難であるとき。
3. 本サービス利用契約の申込みをした者が
   本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを 現に怠り、または怠る恐れがあるとき。
4. 第 40 条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反する恐れがあるとき。
5. その他当社の業務の遂行上著しく支障があるとき。

第 9 条（契約の変更）

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第 8 条（契約申込みの承諾）の定めに準じて取り扱います。

第 10 条（契約者回線の移転）

1. 契約者は、第 6 条（本サービスの提供区域）に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求すること ができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第 7 条（契約者申込みの承諾）の定めに準じて取り扱います。

第 11 条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、本サービス利用契約の申込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社指定の方法 により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することは できないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書 類の提示を求めることがあります。
4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を破ったとしても、当社は一切その責 任を負いません。

第 12 条（契約者の地位の承継）

1. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者 の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきま す。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め
これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者 として取り扱います。

4. 相続人が存在しない、もしくは第 1 項により地位の継承をした相続人また法人が、本サービスの継続利 用を希望しない場合、当然、本サービスの利用契約は終了するものとします。

第 13 条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用承諾、売却または契約者として 有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 14 条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）

1. 契約者は、当社が別に定める方法に従い、当社所定の書面等により、あらかじめ当社に通知して、本 サービス利用契約を解約することができます。

2. 契約開始または更新後、契約期間を経過しない月での解約については当社より違約金を請求させていた だく場合があります。

3. 契約者が本サービスを解約するときは、当社の定める方法により解約を申し入れるものとします。契約 者が当社の定める方法による本サービスの解約を申し入れた場合の解約日は、解約依頼を当社が受領し た日が属する月の翌月末日になり、同日をもって当社による本サービスの提供は終了するものとします。

第 15 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。

1. 第 20 条（利用停止）の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解 消しないとき。

2. 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由に より回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更す ることをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。

3. 当社の承諾なくなされた契約者の名義変更、または、当社に届け出なく行われた地位の承継が あったとき。

4. 第 4 条（契約申込み）、第 11 条（契約者の氏名等の変更）、第 12 条（契約者の地位の承継）、 第 13 条（権利の譲渡等禁止）のいずれかに定める当社への届出事実が虚偽であった場合。

5. 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。

6. NTT 東日本・西日本から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合。

2. 当社は、契約者が規約に違反する行為があって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電 気通信設備等に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 20 条（利用停止）の定めにかかわらず、 契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。

3. 当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申し立てその他これに類する事由が生じた ことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。

4. 当社は、前三項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知 します。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

5. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場 合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

6. 本条第 1 項乃至第 3 項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧 に要する費用は、契約者に負担していただきます。

7. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、別紙料金 表に定める工事費の支払いを要します。

第 16 条（端末設備の提供）

当社は、契約者（インフォメーション光オフィスタイプ、インフォメーション光マンションタイプを選択して いる場合に限ります）から請求があったときは、別紙料金表に定めるところにより、端末設備を提供いたしま す。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の 遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 17 条（端末設備の移転）

当社は、契約者（インフォメーション光オフィスタイプ、インフォメーション光マンションタイプを選択して いる場合に限ります）から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第 18 条（端末設備の返還）

1. 当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を NTT 東日本・西日本が指定 する場所へ速やかに返還していただきます。
    1. 本サービス契約の解除があったとき。
    2. 当社の端末設備を廃止したとき。
    3. その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第 19 条（サービスの利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
    1. 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
    2. 第 22 条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
    3. 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法に より契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条（サービスの利用停止）

1. 当社は、契約者がいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止する ことがあります。

1. 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき（料金その他の債務 に係る債権について、第 30 条（債権の譲渡および譲受）の定めにより同条に定める事業者に譲 渡することとなった場合には、その事業者に支払わないときとします）。

2. 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、 支払期日を経過してもなお支払われないとき。

3. 第 40 条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反したとき。

4. 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信 事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を 接続したとき。

5. 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その 他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだと き、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは 自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。

6. 第 4 条（契約申込み）、第 11 条（契約者の氏名等の変更）、第 12 条（契約者の地位の承継）、 第 13 条（権利の譲渡等禁止）のいずれかに定める当社への届出事実が虚偽であった場合。

7. 前各号のほか、規約の定めに違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行また は当社の電気通信設備等に支障を及ぼしまたは及ぼす恐れがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者 に通知します。ただし、本条第 1 項第 2 号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急や むを得ない場合は、この限りではありません。 第 21 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

1. 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除する ことがあります。

2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知 します。

第 22 条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害の予防もしく は救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信 及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利 用を制限することがあります。

2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. 前各項の定めによる場合の他、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通 信利用を制限することがあります。

4. 当社は、1 の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を 超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。

5. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について 速度や通信量を制限することがあります。

6. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできませ ん。

7. 当社は、本条に定める通信時間等制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことが あり

ます。

第 23 条（料金および工事等に関する費用）

1. 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、料金表に定めるところによります。

2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない 場合の機器損害金は、料金表に定めるところによります。

第 24 条（利用料金等の支払い義務）

1. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期 間について、料金表に定める利用料金の支払いを要します。

2. 第 20 条（利用停止）の定めにより、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その 期間中の利用料金も支払いを要します。

3. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金をお支払いいただきます。

※支払いを要しない料金

1. 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。

2. 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そ のことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の整数である部分に限りま す。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用 料金。

3. 当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたときに、その ことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間について、その時間に対応するその本 サービスについての料金。

4. 当社に、利用料金等の過払いがあるとみなした際はその料金を翌月以降の利用料金として処理させていただき 、返還いたしません 。 ただし 、 解約時に 、 返還いたします 。また、解約の申し出があった際は、解約月の翌月以降返還にさせていただきます。

第 25 条（工事費の支払い義務）

1. 契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に 定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取 消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。こ の場合、既にその工事費が支払われてるときは、当社は、その工事費を返還します。

2. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、料金表に定める手続きに 関する料金を支払っていただきます。

第 26 条（手続きに関する料金の支払い義務）

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続き に

関する料金を支払っていただきます。

第 27 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払い方法は、別紙料金表に定めるところによります。

第 28 条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合には、その免れた額のほか、その免れた 額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金とし て支払っていただきます。

第 29 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合 には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合（閏年も 365 日とし て計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 30 条（債権の譲渡および譲受）

1. 契約者は、月額利用料金等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する 譲渡先に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知 または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条にお いて同じとします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を 譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する 事業者及び当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱い ます。

4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、本条 1 項の定めにより同条に定める事業者に
譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 31 条（当社の維持責任）

当社は、電気通信設備（当社の設置したものに限ります。）を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 32 条（契約者の維持責任）

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第 33 条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の 電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故 障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、 そ

の結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者 の請求により当社またはNTT東日本・西日本の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または 自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合 の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第34条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障しまたは滅失した場合に、その全部を修理しまたは復旧すること ができないときは、次の 順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位　機関名
1. 気象機関との契約に係るもの水防機関との契約に係るもの消防機関との契約に係るもの災害救助機関との契約に係るもの警察機関との契約に係るもの防衛機関との契約に係るもの輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2. ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの選挙管理機関との契約に係るもの新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます）
3.第1順位および第2順位に該当しないもの

第35条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に
著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条におい て同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに 限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2.前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後 のその状態が連続した時間（24 時間の整数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計 算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損額とみなし、その額に 限って賠償します。

4. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の定めは適用しません。

第36条（免責）

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、 契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由 によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条に おい

て「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用につい ては、負担しません。

第 37 条（通信速度の非保証）

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信 速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由に より変化するものであることを了承するものとします。

第 38 条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団 体その他反社会勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支 配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することな くサービス利用契約を解除することができるものとします。
   1. 反社会的勢力に属していること。
   2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
   3. 反社会的勢力を利用していること。
   4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
   5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
   6. 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこ と。

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うもの とし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 39 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは 保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあり ます。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合 は、その定めるところによります。

第 40 条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
   1. 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解 し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、 事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設 備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありま せん。なお、この場合は速やかに当社へ通知していただきます。
   2. 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
   3. 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設 置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
   4. 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管 すること。
2. 契約者は、前項の定めに違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日 まで

にその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 41 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

1. 契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次の通りとします。

1. 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、 当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供してい ただきます。

2. 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供 していただくことがあります。

3. 契約者は、契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内 において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望す るときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第 42 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 43 条（閲覧）

約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 44 条（オプションサービス）

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、オプションサービスを提供します。ただし、オプションサービスの提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、そのオプションサービスを提供できないことがあります。

第 45 条（本サービスに付加するサービス）

当社が別途定める本サービスに付加して当社または他社が無償で提供する他のサービス（以下、「付加サービ ス」といいます。）を利用する契約者は、本サービス利用契約が終了した後も、付加サービスの提供を受ける ことを希望する場合、付加サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するもの とします。

第 46 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等 の情報を、当社または当社が指定する事業者（以下、「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の 申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の利用約款等の定め に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第 47 条（個人情報の保護）

当社は、申込者及び契約者の個人情報の収集、利用、提供及び公表等に当たり、「個人情報の保護に関する法 律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイ ドライン」、及び「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JISQ15001)の順守徹底を図ります。

第 48 条（サービスの変更または廃止）

1. 当社は、当社または NTT 東日本・西日本の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または 廃止することがあります。 2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

附則 本約款は平成 29 年 9 月 15 日より効力を有するものとします。

特定商取引法表記

販売事業者	インフォメーション株式会社
責任者名	代表取締役　小林玉熙
所在地	新 潟 県 新 潟 市 中 央 区 万 代 5-7-1 代表 025-240-0058　FAX025-240-0038
その他事項	商品の販売価格や、お申込みの前に必ずご確認いただく事項につ いては、重要事項説明書類もしくは利用規約をご確認下さい。

料金表

※記載されている料金はすべて税抜き金額になります

インフォメーション光アクセスサービス

サービス名称	単位	月額料金
インフォメーション光オフィス	1 契約者回線ごと	￥5,200
インフォメーション光オフィスハイスピード	1 契約者回線ごと	￥5,200
インフォメーション光オフィスギガ	1 契約者回線ごと	￥5,400
インフォメーション光マンション	1 契約者回線ごと	￥4,000
インフォメーション光マンションハイスピード	1 契約者回線ごと	￥4,000
インフォメーション光マンションギガ	1 契約者回線ごと	￥4,300
インフォメーション光電話	1 契約者回線ごと	￥2,500
インフォメーション光セット	1 契約者回線ごと	￥3,500

※インフォメーション光従量課金は 100mb 当たり、30 円の課金制になります。上限は 3,000 円です。

無線 LAN ルーター月額利用料

	単位	月額料金
1 ギガ対応無線 LAN ルーター	1 台ごと	￥300
無線 LAN カード	1 枚ごと	￥300

契約手数料

	単位	月額料金
インフォメーション光新規契約料	1 契約者回線ごと	￥1,000
インフォメーション光転用契約料	1 契約者回線ごと	￥2,000

工事費

		無派遣工事	派遣工事
新規開通工事費	インフォメーション光オフィス	¥3,000	¥20,000
	インフォメーション光 オフィスハイスピード		
	インフォメーション光オフィスギガ		
	インフォメーション光従量課金		
	インフォメーション光マンション	¥3,000	¥20,000
	インフォメーション光 マンションハイスピード		
	インフォメーション光マンションギガ		
品目変更工事費	オフィスとオフィスハイスピードと従量課金間の変更	¥3,000	¥10,600
	ギガへの変更		
	マンション→オフィス（ハイスピード）・従量課金		¥20,000
	オフィス（ハイスピード）・従量課金→マンション		
	マンション（VDSL→光配線）		
	ひかり電話ネクスト・ひかり電話ネクストエースへの変更	￥3,000	¥10,600
	ひかり電話ネクスト・ひかり電話ネクストエースからの変更（クロスをのぞく）	¥2,000	¥10,600
移転工事費	インフォメーション光オフィス	¥3,000	¥20,000
	インフォメーション光オフィスハイスピード		
	インフォメーション光オフィスギガ		
	インフォメーション光従量課金		
	インフォメーション光マンション	¥3,000	¥20,000
	インフォメーション光マンションハイスピード		
	インフォメーション光マンションギガ		

訪問時刻指定加算工事費

	単位	料金
昼間（9：00～16：00）	1 工事ごと	￥12,000
夜間（17：00～21：00）	1 工事ごと	￥19,000
深夜（22：00 翌 8：00）	1 工事ごと	￥29,000

※ 派遣工事に含まれる工事内容は 、 以下のとおりです 。

① 基本工事

② 交換機等工事

③ 回線終端装置

④ 機器工事

※ 無派遣工事に含まれる工事内容は 、 以下のとおりです 。

①基本工事

②交換機等工事 土日祝日に工事を実施する場合『土日祝日加算工事費：¥3,000 税抜』を加算して請求いたします。 夜間時間帯（ 17：00～22：00）および年末年始（ 12 月 29 日～1 月 3 日は 8：30～22：00） に工事を実施する場合、工事費の合計額から¥1,000 税抜を差し引いて 1.3 倍した額に¥1,000 税抜を加算した金額 を請求いたします。 土日祝日指定加算工事費 工事日が土曜、日曜、祝祭日を指定して工事を行う場合、1 工事ごとに¥3,500 税抜を加算いたします。 深夜時間帯（22：00～翌 8：30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から¥1,000 税抜を差し引いて 1.6 倍した額に¥1,000 税抜を加算した金額を請求いたします。 工事費（基本工事費は除きます）の合計額が¥29,000 税抜を超える場合は¥29,000 税抜までごとに、加算額： ¥3,500 税抜が発生いたします。 ※設備状況によっては、工事費が変更となる場合がございます。

光電話利用料

サービス名称	単位	月額料金
インフォメーション光電話	1 利用者回線ごと	￥500
インフォメーション光電話セット	1 利用者回線ごと	￥1,500
インフォメーション光電話対応ルータ	1 台ごと	￥200
インフォメーション光電話対応ルータ（マンション）	1 台ごと	￥450
無線 LAN カード	1 枚ごと	￥300
ギガ対応無線 LAN カード	1 枚ごと	￥500

付加サービス

	単位	月額料金
インフォメーション 光電話番号表示サービス	1 利用ごと	￥400
インフォメーション 光電話番号表示リクエスト	1 利用ごと	￥200
インフォメーション 光電話通話中着信	1 利用ごと	￥300
インフォメーション 光電話転送電話	1 番号ごと	￥500
インフォメーション 光電話迷惑電話お断り	1 利用ごと	￥200
インフォメーション 光電話着信お知らせメール	1 番号ごと	￥100
インフォメーション 光電話ＦＡＸお知らせメール	1 番号ごと	￥100
インフォメーション 光電話追加チャンネル	1 チャンネルごと	￥200
インフォメーション 光電話追加番号	1 番号ごと	￥100
インフォメーション 光電話テレビ電話	1 利用者回線ごと	無料
インフォメーション 光電話高音質電話	1 利用者回線ごと	無料
インフォメーション 光電話データ接続 サービス	1 契約者回線ごと	無料
インフォメーション 光電話着信課金ワイド	1 番号ごと	￥1,000

		単位	月額料金
オプション	複数回線管機能	1 番号ごと	￥1,000
	発信地域振分機能	1 番号ごと	￥350
	話中時迂回機能	1 グループごと	￥800
	着信振分接続機能	1 グループごと	￥700
	受付先変更機能	1 受付先番号ごと	￥1,000
	時間外案内機能	1 番号ごと	￥650

	カスタマコントロール 機能	1 番号ごと	無料
	特定番号通知機能	1 番号ごと	￥100
インフォメーション光電話＃ダイヤル	全国利用型	1 ひかり電話 ＃ダイヤル番号ごと	￥15,000
	ブロック内利用型	1 ひかり電話 ＃ダイヤル番号ごと	￥10,000
インフォメーション光電話特定番号接続	発着信制御利用料	制御する自番号ごと	￥500
許可番号リスト利用料	1　ブロックプラン	最大　20 件	￥100
	5　ブロックプラン	最大　100 件	￥500
	25　ブロックプラン	最大　500 件	￥1,500
	50　ブロックプラン	最大　1000 件	￥2,000
	600 ブロックプラン	最大　12000 件	￥10,000

機器設置工事

	単位	月額料金
インフォメーション光電話アダプター設置	1 装置ごと	￥3,000
無線カード接続設定	1 カードごと	￥3,000
インフォメーション光電話アダプター設定変更	1 装置ごと	￥3,000

インフォメーション光電話オフィス利用料

サービス名称	単位	月額料金
インフォメーション光電話オフィス	1 利用者回線ごと	￥1,300
インフォメーション光電話オフィスセット	1 利用者回線ごと	￥1,100

付加サービス

	単位	月額料金
インフォメーション 光電話番号表示サービス	1 利用ごと	￥1,200
インフォメーション 光電話番号表示リクエスト	1 利用ごと	￥600
インフォメーション 光電話転送電話	1 番号ごと	￥500
インフォメーション 光電話迷惑電話お断り	1 利用ごと	￥200
インフォメーション 光電話着信お知らせメール	1 番号ごと	￥100
インフォメーション 光電話 FAX お知らせメール	1 番号ごと	￥100
インフォメーション 光電話追加チャンネル	1 チャンネルごと	￥400
インフォメーション 光電話追加チャンネル（オフィスセット）	1 チャンネルごと	￥1,000
インフォメーション 光電話追加番号	1 番号ごと	￥100
インフォメーション 光電話グループ電話	1 チャンネルごと	￥400
インフォメーション 光電話テレビ電話	1 利用者回線ごと	無料
インフォメーション 光電話高音質電話	1 利用者回線ごと	無料

		単位	月額料金
インフォメーション 光電話着信課金ワイド	基本機能	1 番号ごと	￥1,000

オプション	複数回線管理機能	1 番号ごと	￥1,000
	発信地域振分機能	1 番号ごと	￥350
	話中時迂回機能	1 グループごと	￥800
	着信振分接続機能	1 グループごと	￥700
	受付先変更機能	1 受付先番号ごと	￥1,000
	時間外案内機能	1 番号ごと	￥650
	カスタマコントロール	無料	無料
	機能特定番号通知機能	1 番号ごと	￥100
インフォメーション 光電話着信課金	基本機能	1 番号ごと	￥1,000
オプション	時間外案内ガイダンス機能	1 番号ごと	￥650
	メディア種別振分機能	1 番号ごと	￥700
	指定着信許可/拒否機能	1 番号ごと	￥1,000
	特定番号通知機能	1 番号ごと	￥100
インフォメーション 光電話#ダイヤル	全国利用型	1 ひかり電話#ダイヤル番号ごと	￥15,000
	ブロック内利用型	1 ひかり電話#ダイヤル番号ごと	￥10,000
インフォメーション 光電話特定番号接続	発着信制御利用料	制御する自番号ごと	￥500
許可番号リスト利用料	1　ブロックプラン	最大　20 件	￥100
	5　ブロックプラン	最大　100 件	￥500
	25　ブロックプラン	最大　500 件	￥1,500
	50　ブロックプラン	最大　1000 件	￥2,000
	600 ブロックプラン	最大　12000 件	￥10,000

レンタル機器利用料

	単位	月額料金
インフォメーション光電話 1ch～300ch アダプタ	1 工事ごと	￥1,000～￥18,000

工事費

	単位	月額料金
インフォメーション光電話 1ch～300ch 対応アダプタ設置費	1 工事ごと	￥9,000～￥18,000
インフォメーション光電話アダプタ設定変更費	1 工事ごと	￥7,800
クロス用レンタルルータ設置費	1 工事ごと	￥1,500

インフォメーション光アクセス・ひかり電話　共通工事費

	単位	料金
インフォメーション光電話基本工事（派遣）	1 工事ごと	￥7,500
インフォメーション光電話基本工事（無派遣）	1 工事ごと	￥2,000
インフォメーション光電話オフィスセットへの変更	1 回線ごと	￥1,000
インフォメーション光電話基本機能	1 回線ごと	￥1,000

インフォメーション光電話通知番号変更	1 回線ごと	￥1,000
インフォメーション光電話番号表示サービス	1 回線ごと	￥1,000
インフォメーション光電話番号表示リクエスト	1 回線ごと	￥1,000
インフォメーション光電話通話中着信	1 回線ごと	￥1,000
インフォメーション光電話転送電話	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話迷惑電話お断り	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話着信お知らせメール	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話 FAX お知らせメール	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話追加チャンネル	1 チャンネルごと	￥1,000
インフォメーション光電話追加番号	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話テレビ電話	1 契約者回線ごと	無料
インフォメーション光電話高音質電話	1 契約者回線ごと	無料
インフォメーション光電話着信課金ワイド　基本機能	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話着信課金ワイド　複数回線管理機能	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話着信課金ワイド　発信地域振分機能	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話着信課金ワイド　話中時迂回機能	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話着信課金ワイド　着信振分接続機能	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話着信課金ワイド　受付先変更機能	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話着信課金ワイド　時間外案内機能	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話着信課金ワイド カスタマコントロール機能	1 番号ごと	￥1,000
インフォメーション光電話#ダイヤル　全国利用型	1 工事ごと	￥1,000
インフォメーション光電話#ダイヤル　ブロック内利用型	1 工事ごと	￥1,000
インフォメーション光電話利用休止費	1 契約者回線ごと	￥1,000
インフォメーション光電話同番移行	1 番号ごと	￥2,000
インフォメーション光電話発着信制御	1 契約者回線ごと	￥1,000
電話帳重複掲載費	1 番号ごと	￥500
インフォメーション光電話契約者番号変更	1 番号ごと	￥2,500
インフォメーション光電話サービス再開工事費	1 項目ごと	￥1,000
光電話サービス一時中止工事費	1 項目ごと	￥1,000
インフォメーション光電話/配線特殊工事	1 工事ごと	個別

インフォメーション光テレビサービス

	単位	月額料金
インフォメーション光 TV 伝送サービス登録料	1 契約者回線ごと	￥1,000
インフォメーション光 TV 伝送サービス	1 契約者回線ごと	￥750

インフォメーション光テレビサービス　初期工事費

	単位	料金
インフォメーション光テレビ基本工事費（光アクセス同時工事）	1 工事ごと	￥3,000
インフォメーション光テレビ基本工事費（単独工事）	1 工事ごと	￥10,500

インフォメーション光テレビ JSAT 利用登録料	1 工事ごと	￥2,800
インフォメーション光テレビ配線工事費	1 工事ごと	個別
インフォメーション光テレビ特殊工事費	1 工事ごと	個別

通話、通信料

国内通話・通信

		単位	月額料金
ダイヤル通話	NTT 東西の加入電話、光電話、ISN ネットへの通話及び 117（時報）・ 171（災害伝言ダイヤル）・他社固定電話等への通話	180 秒	￥8.0
携帯電話への通話		60 秒	￥16.0
他社 IP 電話（050 番号）へ の通話	接続先グループ 2-A	180 秒	￥10.4
	接続先グループ 2-B	180 秒	￥10.5
	接続先グループ 2-C	180 秒	￥10.8
PHS への通話	区域内	60 秒	￥10.0
	～160km	45 秒	￥10.0
	160km 超	36 秒	￥10.0
	上記通信料金のほかに通信 1 回ごと		￥10.0
ポケベル等（020 で始まる 番号）への通信		45 秒	￥15.0
	上記通信料金のほかに通信 1 回ごと		￥40.0
データ接続サービス（データ接続 サービス対応機 器からデータ接 続対応機器への データ通信）	利用帯域 64Kbps まで	30 秒	￥1.0
	利用帯域 65Kbps 超～512Kbps まで	30 秒	￥1.5
	利用帯域 512Kbps 超～1Mbps まで	30 秒	￥2.0
テレビ電話端末 から FOMA へ の映像通信		60 秒	￥30.0
テレビ電話端末 からテレビ電話 端末への映像通信	利用帯域 2.6Mbbs まで	180 秒	￥15.0
データ接続サー ビス、テレビ電話等を複数同時利用場合	利用帯域 2.6Mbbs 超	180 秒	￥100

インフォメーション光電話着信課金ワイド通信料金（音声）

	区分	単位	月額料金
加入電話・INS ネット・ひかり電話（オフィ スタイプ、オフィス A（エース）含む）・ひかり電話ビジネスタイプ・ひかり電話ナン バーゲート・他社直収回線（0AB～J）・他社 IP 電話（0AB～J）・GSS・メンバースネッ	県内	180 秒	￥8.0
	県間		
携帯電話発	グループ 1-A	60 秒	￥16.0
	グループ 1-B	60 秒	￥17.5

PHS 発	区域内	60 秒	￥10.0
	～160Km まで	45 秒	￥10.0
	160Km 超	36 秒	￥10.0
	上記通話料の他に通信 1 回毎		￥10.0
公衆電話	県内	60 秒	￥20.0
	県間	60 秒	￥30.0

国際通話

ア行	アイスランド共和国 1 分 ￥70 アイルランド 1 分 ￥20 アゼルバイジャン共和国 1 分 ￥70 アセション島 1 分 ￥225 アフガニスタン・イスラム共和国 1 分 ￥160 アメリカ合衆国 1 分 ￥9 アラブ首長国連邦 1 分 ￥50 アルジェリア民主人民共和国 1 分 ￥127 アルゼンチン共和国 1 分 ￥50 アルバ 1 分 ￥80 アルバニア共和国 1 分 ￥120 アルメニア共和国 1 分 ￥202 アンギラ 1 分 ￥80 アンゴラ共和国 1 分 ￥45 アンティグア・バーブーダ 1 分 ￥80 アンドラ公国 1 分 ￥41 イエメン共和国 1 分 ￥140 イギリス（グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国） 1 分 ￥20 イスラエル国 1 分 ￥30 イタリア共和国 1 分 ￥20 イラク共和国 1 分 ￥225 イラン・イスラム共和国 1 分 ￥80 インド 1 分 ￥80 インドネシア共和国 1 分 ￥45 ウガンダ共和国 1 分 ￥50 ウクライナ 1 分 ￥50 ウズベキスタン共和国 1 分 ￥100 ウルグアイ東方共和国 1 分 ￥60 英領バージン諸島 1 分 ￥55 エクアドル共和国 1 分 ￥60 エジプト・アラブ共和国 1 分 ￥75 エストニア共和国 1 分 ￥80

	エチオピア連邦民主共和国 1分 ￥150 エリトリア国 1分 ￥125 エルサルバドル共和国 1分 ￥60 オーストラリア連邦 1分 ￥20 オーストリア共和国 1分 ￥30 オマーン国 1分 ￥80 オランダ王国 1分 ￥20 オランダ領アンティール 1分 ￥70
カ行	ガーナ共和国 1分 ￥70 カーボヴェルデ共和国 1分 ￥75 カザフスタン共和国 1分 ￥70 カタール国 1分 ￥112 カナダ 1分 ￥10 ガボン共和国 1分 ￥70 カメルーン共和国 1分 ￥80 ガンビア共和国 1分 ￥115 カンボジア王国 1分 ￥90 ギニア共和国 1分 ￥70 キプロス共和国 1分 ￥45 キューバ共和国 1分 ￥112 ギリシャ共和国 1分 ￥35 キリバス共和国 1分 ￥155 キルギス共和国 1分 ￥140 グアテマラ共和国 1分 ￥50 グアドループ島 1分 ￥75 グアム 1分 ￥20 クウェート国 1分 ￥80 クック諸島 1分 ￥155 グリーンランド 1分 ￥91 グルジア 1分 ￥101 グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 1分 ￥20 クロアチア共和国 1分 ￥101 ケイマン諸島 1分 ￥70 ケニア共和国 1分 ￥75 コートジボワール共和国 1分 ￥80 コスタリカ共和国 1分 ￥35 コモロ連合 1分 ￥80 コロンビア共和国 1分 ￥45 コンゴ共和国 1分 ￥150 コンゴ民主共和国 1分 ￥75
サ行	サイパン 1分 ￥30 サウジアラビア王国 1分 ￥80

	サモア独立国 1分 ￥80 サントメ・プリンシペ民主共和国 1分 ￥200 ザンビア共和国 1分 ￥70 サンピエール島・ミクロン島 1分 ￥50 サンマリノ共和国 1分 ￥60 シエラレオネ共和国 1分 ￥175 ジブチ共和国 1分 ￥125 ジブラルタル 1分 ￥90 ジャマイカ 1分 ￥75 シリア・アラブ共和国 1分 ￥110 シンガポール共和国 1分 ￥30 ジンバブエ共和国 1分 ￥70 スイス連邦 1分 ￥40 スウェーデン王国 1分 ￥20 スーダン共和国 1分 ￥125 スペイン 1分 ￥30 スリナム共和国 1分 ￥80 スリランカ民主社会主義共和国 1分 ￥75 スロバキア共和国 1分 ￥45 スロベニア共和国 1分 ￥100 スワジランド王国 1分 ￥45 赤道ギニア共和国 1分 ￥120 セネガル共和国 1分 ￥125 セルビア共和国 1分 ￥120 セントビンセント及びグレナディーン諸島 1分 ￥80 ソマリア民主共和国 1分 ￥125 ソロモン諸島 1分 ￥159
タ行	タイ王国 1分 ￥45 大韓民国 1分 ￥30 台湾 1分 ￥30 タジキスタン共和国 1分 ￥60 タンザニア連合共和国 1分 ￥80 チェコ共和国 1分 ￥45 チャド共和国 1分 ￥250 中華人民共和国（香港及びマカオを除きます） 1分 ￥30 チュニジア共和国 1分 ￥70 朝鮮民主主義人民共和国 1分 ￥129 チリ共和国 1分 ￥35 ツバル 1分 ￥120 デンマーク王国 1分 ￥30 ドイツ連邦共和国 1分 ￥20 トーゴ共和国 1分 ￥110

	トケウラ諸島 1分 ￥159 ドミニカ共和国 1分 ￥35 トリニダード・トバコ共和国 1分 ￥55 トルクメニスタン 1分 ￥110 トルコ共和国 1分 ￥45 トンガ王国 1分 ￥105
ナ行	ナイジェリア連邦共和国 1分 ￥80 ナウル共和国 1分 ￥110 ナミビア共和国 1分 ￥80 ニカラグア共和国 1分 ￥55 ニジェール共和国 1分 ￥70 ニューカレドニア 1分 ￥100 ニュージーランド 1分 ￥25 ネパール連邦民主共和国 1分 ￥106 ノーフォーク島 1分 ￥79 ノルウェー王国 1分 ￥20
ハ行	バーレーン王国 1分 ￥80 ハイチ共和国 1分 ￥75 パキスタン・イスラム共和国 1分 ￥70 パナマ共和国 1分 ￥55 バヌアツ共和国 1分 ￥159 バハマ国 1分 ￥35 パプアニューギニア独立国 1分 ￥50 バミューダ諸島 1分 ￥50 パラオ共和国 1分 ￥100 パラグアイ共和国 1分 ￥60 バルバドス 1分 ￥75 パレスチナ 1分 ￥30 ハワイ 1分 ￥9 ハンガリー共和国 1分 ￥35 バングラデシュ人民共和国 1分 ￥70 東ティモール民主共和国 1分 ￥126 フィジー共和国 1分 ￥50 フィリピン共和国 1分 ￥35 フィンランド共和国 1分 ￥30 ブータン王国 1分 ￥70 プエルトリコ 1分 ￥40 フェロー諸島 1分 ￥75 フォークランド諸島 1分 ￥190 ブラジル連邦共和国 1分 ￥30 フランス共和国 1分 ￥20 フランス領ギアナ 1分 ￥50

	フランス領ポリネシア 1分 ￥50 フランス領ワリス・フテュナ諸島 1分 ￥230 ブルガリア共和国 1分 ￥80 ブルキナファソ 1分 ￥80 ブルネイ・ダルサラーム国 1分 ￥62 ブルンジ共和国 1分 ￥70 米領サモア 1分 ￥50 米領バージン諸島 1分 ￥20 ベトナム社会主義共和国 1分 ￥85 ベナン共和国 1分 ￥80 ベネズエラ・ボリバル共和国 1分 ￥50 ベラルーシ共和国 1分 ￥80 ベリーズ 1分 ￥55 ペルー共和国 1分 ￥55 ベルギー王国 1分 ￥20 ポーランド共和国 1分 ￥40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 1分 ￥60 ボツワナ共和国 1分 ￥75 ボリビア多民族国 1分 ￥55 ポルトガル共和国 1分 ￥35 香港 1分 ￥30 ホンジュラス共和国 1分 ￥65
マ行	マーシャル諸島共和国 1分 ￥110 マイヨット島 1分 ￥150 マカオ 1分 ￥55 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 1分 ￥80 マダガスカル共和国 1分 ￥160 マラウイ共和国 1分 ￥127 マリ共和国 1分 ￥55 マルタ共和国 1分 ￥70 マルチニーク島 1分 ￥55 マレーシア 1分 ￥30 ミクロネシア連邦 1分 ￥79 南アフリカ共和国 1分 ￥75 南スーダン共和国 1分 ￥125 ミャンマー連邦共和国 1分 ￥90 メキシコ合衆国 1分 ￥35 モーリシャス共和国 1分 ￥70 モーリタニア・イスラム共和国 1分 ￥80 モザンビーク共和国 1分 ￥127 モナコ公国 1分 ￥25 モルディブ共和国 1分 ￥105

	モロッコ王国 1分 ￥70 モンゴル国 1分 ￥60 モンテネグロ 1分 ￥120 ヤ行 ヨルダン・ハシェミット王国 1分 ￥110
ラ行	ラオス人民民主共和国 1分 ￥105 ラトビア共和国 1分 ￥90 リトアニア共和国 1分 ￥60 リビア 1分 ￥70 リヒテンシュタイン公国 1分 ￥30 リベリア共和国 1分 ￥75 ルーマニア 1分 ￥60 ルクセンブルク大公国 1分 ￥35 ルワンダ共和国 1分 ￥125 レソト王国 1分 ￥70 レバノン共和国 1分 ￥112 レユニオン 1分 ￥70 ロシア 1分 ￥45

衛星電話・衛星携帯電話

インマルサット-B 1分 ￥307 インマルサット-B-HSD 1分 ￥700 インマルサット-M 1分 ￥363 インマルサット-ミニ M/フリート/M4 1分 ￥209 インマルサット-BGAN/FBB 1分 ￥209 インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD 1分 ￥700 インマルサット-エアロ 1分 ￥700 インマルサット-M4-HSD/F-HSD 1分 ￥700 イリジウム 1分 ￥250 スラーヤ 1分 ￥175

転送電話設定方法

自動転送に関する設定（かかってきた電話をすべて転送させる）

転送先の電話番号を 1 つ登録する

「142」→（★操作電話番号＋＃）→「2」→「登録する電話番号」＋「＃」→「1」

転送先リスト「1～4」から番号を 1 つ指定する

「142」→（★操作電話番号＋＃）→「4」→「1」→「1」～「4」→「1」

転送先の電話番号を複数登録する

「142」→（★操作電話番号＋＃）→「4」→「0」→「2」～「4」→転送先電話番号＋「＃」→「1」転送を開始

する

無条件転送
「142」→（★操作電話番号＋＃）→「1」→「1」

無応答時転送
「142」→（★操作電話番号＋＃）→「1」→「2」

話中時転送
「142」→（★操作電話番号＋＃）→「1」→「3」

無応答時と話中時転送の併用
「142」→（★操作電話番号＋＃）→「1」→「4」

転送を停止する 「142」→（★操作電話番号＋＃）→「0」

無応答時転送の際の呼び出し秒数を設定する
「142」→（★操作電話番号＋＃）→「3」→「5」〜「60＋「＃」→「1」

ご利用状況の確認 転送先リストの確認
「142」→（★操作電話番号＋＃）→「8」→「0」

転送方法の確認
「142」→（★操作電話番号＋＃）→「8」→「1」

セ レ ク ト 機 能 に 関 す る 設 定
（あらかじめ登録した電話番号からかかってきた場合だけ転送または着信させる）

登録リストに電話番号を登録する
「147」→（★操作電話番号＋＃）→「2」→「登録電番」＋「＃」→「1」

セ レ ク ト 機 能 の 利 用 条 件 を指定する
登録番号転送 「147」→（★操作電話番号＋＃）→「3」→「1」

登録番号着信
「147」→（★操作電話番号＋＃）→「3」→「2」

セレクト機能の解除
「147」→（★操作電話番号＋＃）→「3」→「0」

登録リストから電話番号を削除する
「147」→（★操作電話番号＋＃）→「9」→「削除する電話番号」＋「＃」→「1」

登録番号を確認する
「147」→（★操作電話番号＋＃）→「8」

	東日本	西日本
リモコン用アクセス番号	03-6304-4141	06-6480-6142

【東日本の方】
リモートコントロールに関する設定（外出先で操作）

リモートコンロールの設定をする　（契約電話で暗証番号設定）

あり：「142」→（★操作電話番号＋＃）→「4」→「3」→「1」→「暗証番号」＋「＃」→「1」

なし：「142」→（★操作電話番号＋＃）→「4」→「3」→「0」

外出先から転送先の変更をする
「リモコン用アクセス番号」→「契約電番」＋「＃」→「暗証番号」＋「＃」→「2」→「1」→転送したいリ ス ト番号（「1」～「4」）→「1」

外出先から転送を開始する
「リモコン用アクセス番号」→「契約電番」→「＃」→「暗証番号」→「＃」→「1」

外出先から転送を停止する
「リモコン用アクセス番号」→「契約電番」→「＃」→暗証番号」→「＃」→「0」

【西日本の方】
リモートコントロールに関する設定（外出先で操作）
リモートコンロールの設定をする　（契約電話で暗証番号設定）

あり：「142」→（★操作電話番号＋＃）→「4」→「3」→「1」→「暗証番号」＋「＃」→「1」

なし：「142」→（★操作電話番号＋＃）→「4」→「3」→「0」

外出先から転送先の変更をする 「リモコン用アクセス番号」→「契約電番」＋「＃」→「暗証番号」＋「＃」→「2」→転送したいリスト番号 （「1」～「4」）→「1」

外出先から転送を開始する
「リモコン用アクセス番号」→「契約電番」→「＃」→「暗証番号」→「＃」→「1」

外出先から転送を停止する

「リモコン用アクセス番号」→「契約電番」→「＃」→暗証番号」→「＃」→「0」